

## フォレストボランティアの募集について

置賜森林管理署では、国有林野等の保全や森林づくりに参加いただける「フォレストボランティア」を募集しています。

### 1 募集期間

平成27年5月13日から平成27年5月29日まで

### 2 活動内容

#### ①森林保全のためのパトロール

- ・動植物の保護（植物盗掘防止等）
- ・山火事やゴミの不法投棄防止等のための林野巡視

#### ②森林環境美化活動

- ・森林汚染防止のため、ゴミ等の回収や啓発活動

### 3 活動期間

平成27年7月1日から平成29年3月31日

### 4 活動場所

置賜森林管理署管内の国有林（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町に所在する国有林野）

### 5 活動希望の申請

別紙、「フォレストボランティア活動登録申請書（以下、申請書）」を印刷し、必要事項を明記の上、「置賜森林管理署 業務グループ（森林ふれあい担当）」へ持参又は郵送して下さい。

また、申請書を印刷できない方は、「置賜森林管理署 業務グループ（森林ふれあい担当）」までお問い合わせ下さい。（申請書を郵送いたします。）

### 6 活動希望者の登録

次の要件を満たした者を、「東北森林管理局フォレストボランティア」として認定・登録し、「フォレストボランティア活動登録証」を交付します。

- ① フォレストボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、置賜森林管理署長に登録を申請する者。
- ② フォレストボランティア活動の実施に必要な見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者。

※ なお登録後、登録者が不適切な行為を行った場合、活動期間が一定期間ない場合及び登録された者が自ら取り消しを申し出た場合は、登録を取り消す場合があります。

## 7 活動の方法

- ① フォレストボランティア活動を行おうとする場合は、事前に入林時期、活動目的、内容等について届出を行って下さい。また、活動の実施後はその結果の報告についてご協力をお願いします。
- ② フォレストボランティア活動を行う際は、登録証の携行、貸与する腕章の着用を行ってください。
- ③ 活動は無報酬です。活動に使用する器材・器具は原則として活動される方で用意していただきます。また、活動中に事故等で被災しても、国の補償の対象にはなりませんので、活動の安全には十分留意してください。  
(なお、「ボランティア保険」には一括して加入します。)

## 8 その他

平成27年7月上旬に、研修を兼ねてフォレストボランティア登録証等交付式を行います。

お問い合わせ・申し込み先

〒999-1352

山形県西置賜郡小国町岩井沢581-45

置賜森林管理署 業務グループ

(森林ふれあい担当) 船津・安楽

TEL : 0238-62-2246 FAX : 0238-62-3553